

十日町地域防火管理者協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、十日町地域防火管理者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、十日町地域消防本部内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、消防機関と会員相互の連絡協調を図るとともに、火災予防に関する法令の周知及び防火思想並びに防災知識の普及徹底に努めることにより、災害を未然に防止し、もって地域の安全と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係法令の研究、遵守に関すること。
- (2) 災害防止対策の樹立、研究に関すること。
- (3) 防火管理業務に関すること。
- (4) 会員の講習会、研修会の開催に関すること。
- (5) 防火管理者の養成協力に関すること。
- (6) 防火管理資料の刊行配布及びその普及に関すること。
- (7) 消防計画の作成推進、工夫研究に関すること。
- (8) 消防訓練の実施に関すること。
- (9) その他この会の目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 会員

(会員)

第5条 協議会の会員は、次の各号に掲げる者で、会費を納入したものとする。

- (1) 消防法第8条及び同法施行令第1条の2の規定に基づき選任された防火管理者又は事業所の権原者
- (2) この会の目的に賛同して入会した事業所の権原者

第4章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 5人 |
| (3) 常任理事 | 1人 |
| (4) 理事 | 10人以内 |
| (5) 監事 | 2人 |

(役員を選任)

第7条 会長は理事会において推薦し、代議員会の承認を得て選任する。

- 2 副会長は、会長を選出していない地域と津南町から各1人理事会において推薦し、代議員会の承認を得て選任する。
- 3 常任理事は、十日町地域消防本部予防課長の職にある者を会長が委嘱する。
- 4 理事及び監事は、代議員会の承認を得て選任する。

(職務)

第8条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の指名する順位により、その職務を代理する。
- 3 常任理事は、会長の指示を受け会務を統括し会長、副会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を審議する。
- 5 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(代議員)

第9条 協議会に代議員45人以内を置く。

- 2 代議員は、会長が別に定める区域ごとに会員相互で互選する。

(任期及び補充)

第10条 役員及び代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員及び代議員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 欠員補充により、選任された役員及び代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第11条 役員及び代議員は、無報酬とする。

- 2 会議等の協議会事業に出席した役員等に対し、旅費を支払うことができる。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を具申する。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 協議会に事務局を設け、事務局員を置く。

- 2 事務局員は、協議会の事務局業務を行う。

第6章 会議

(会議の種別及び開催)

第14条 協議会の会議は、代議員会及び理事会とする。

- 2 代議員会は、事業年度に1回以上開催し、理事会は、必要に応じて開催するものとする。

(代議員会)

第15条 代議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 会長、副会長、理事及び監事の選任又は解任に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 会則の改廃及び各種規定の制定、改廃等に関すること。
 - (5) その他協議会運営に係る重要事項に関すること。
- 2 代議員会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会)

第16条 理事会は、会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 代議員会に提出すべき議案に関すること。
 - (2) 緊急を要し、会長が代議員会を招集する暇がないと認めるときで、代議員会の決議を要する事項に関すること。
 - (3) 会長及び副会長の推薦に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。
- 2 前項第2号に関する事項は、直近の代議員会に報告し、承認を得るものとする。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第17条 会議は、代議員又は理事の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、会議に出席できない者は、権限を出席者に委任することができるものとし、この場合はこれを出席者とみなす。

2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第18条 会議の議事については、議事録を作成する。

第7章 会計経理及び会費

(事業年度)

第19条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第20条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、代議員会の決議を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第21条 会長は、事業年度ごとに事業報告及び決算の関係書類を調製し、監事の監査を受け、代議員会の決議を得るものとする。

(経費)

第22条 協議会の経費は、会員の会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第23条 会費は、年額3,000円とし、事務局指定の口座に振り込むものとする。

2 会費は、入会時に納入し、翌年度からは、会費納入通知書を受領してから30日以内に納入するものとする。

3 納入済みの会費は返納しないものとする。

(簿冊備付)

第24条 協議会を維持運営していくために、次の簿冊を会に備え付けるものとする。

1 会則

2 会員、役員名簿

3 金銭出納簿

4 会費徴収簿

5 備品台帳

6 会議録

7 その他必要と認めるもの

第8章 加入・退会

(会員の加入)

第25条 本会に入会しようとする者は、別記様式第1により届け出るものとする。

(退会)

第26条 会員が退会しようとするときは、別記様式第2により届け出るものとする。

第9章 備品借用

(備品借用)

第27条 会員が備品等を借用しようとするときは、別記様式第3により届け出るものとする。

第10章 補則

(委任)

第28条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、代議員会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和44年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和51年6月11日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年5月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月19日から施行する。

附 則 (平成30年5月16日)

この会則は、平成30年5月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

様式第1 (第25条関係)

十日町地域防火管理者協議会入会申込書

年 月 日

十日町地域防火管理者協議会長 様

申 込 者
〒

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

貴協議会の趣旨に賛同し入会したいので、初年度会費を添えて申し込めます。

防火対象物の名称	
防火対象物の所在地	
代 表 者 名	
防 火 管 理 者 名	

様式第2（第26条関係）

十日町地域防火管理者協議会退会届

年 月 日

十日町地域防火管理者協議会長 様

申 込 者
〒

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

下記の理由により、貴協議会を退会します。

防火対象物の名称	
防火対象物の所在地	
退 会 の 理 由	

会長	常任理事	事務局	係員

様式第3 (第27条関係)

年 月 日

十日町地域防火管理者協議会長 様

申込者
住 所

事業所名

氏 名[Ⓜ]
(連絡先 TEL —)

器 材 借 用 願 書

下記のとおり器材の借用をお願いいたします。

記

1 借用日時 年 月 日 曜日 時 分

2 返却日時 年 月 日 曜日 時 分

貸出取扱者		返却取扱者	
/	Ⓜ	/	Ⓜ

3 使用場所

4 使用目的

5 借用器材

種 類 (品 名)	数 量	備 考

6 その他

※ ただし、破損した場合には申込者において責任を持って修理いたします。